

平成29年度 事業計画

日高川町社会福祉協議会

基本方針

〔福祉のまちづくりを目指して〕

今日、加速化する少子高齢化で地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、生活困窮や社会的孤立など急増、複雑化する福祉ニーズへの対応が求められています。また、今般の社会福祉法人制度改革において、地域における公益的な事業への取り組みも責務とされ、他の主体では困難な福祉ニーズへの対応が不可欠とされている中、地域福祉推進の中核団体である社会福祉協議会には大きな期待が寄せられています。

このような状況を踏まえ、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進するため日高川町社会福祉協議会は地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、区長、ボランティア等の関係団体等との連携を図りながら、住民相互の支え合い、助けあう地域のつながりの構築に向け取り組んでいきます。

介護保険事業や障害者在宅介護事業などの居宅介護サービスについては、法令遵守の徹底と利用者本位の質の高い適切なサービスを効率的・効果的に提供していくとともに地域に住んでよかったサービスと安心・安全、そして安定した事業の運営に努めていきます。

重点項目

- ◎ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の開始にあたり、要支援者が地域とのつながりを維持しながら生活できるよう、包括支援センターと協力しながら、従来の訪問介護事業に加え、住民等の多様な主体が参画するサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進する。
- ◎ ボランティア活動やボランティアセンターの機能を充実させるとともに、予想される大規模災害に備え、災害ボランティアセンターが十分機能できるよう、研修や訓練を計画する。
- ◎ 社会福祉法人制度改革に伴い、これまで以上に法人経営においてガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上等を図ることとされています。組織経営の基盤強化や職員の資質・職務遂行能力の向上に努め、合わせて効率的かつ効果的な財政基盤と最大限の効果が得られるよう経営基盤の強化も図ってまいります。
- ◎ 社協会費や善意銀行への寄附金など自主財源の確保に向けて、社協活動の広報・啓発に努め、社会福祉協議会の財政基盤の強化を図ります。

【1】社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

積極的な社会福祉事業の運営に取り組み、組織や財政及び事務局体制の基盤強化を図ることで地域福祉の推進・発展につなげていきます。

(1) 法人運営及び実施する福祉事業等についての企画・審議・検討

1. 理事会の開催
2. 評議員会の開催
3. 監事会（含む定期監査）の実施

(2) 社協会員募集（会費）の推進

住民に対して会員制度や社協事業のPRを行い、会員及び会費の増強を図り、一人でも多くの住民の地域福祉への参加促進を行う。会費収入を確保することにより、本会の事業の財政的安定を保つ。それらの用途については地域の活動や福祉広報活動の財源に充てる。

(3) 役職員研修の実施

県社協主催の役職員研修や社協職員としての資質向上に向けた研修への参加、職場内研修の企画・実施。

(4) 新規職員の採用

社会福祉法人制度改革や新しい総合事業の開始に対応するため、新規職員を採用する。

【2】社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせることを目的とし、住民が参加できる各種の地域福祉事業を次のとおり行っていきます。

(1) 配食サービスの実施（ふれあいにつこり弁当）

おおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者世帯の方を対象に、週1回ボランティアが調理するお弁当を民生委員、ボランティアが宅配し、安否確認やコミュニケーションを図ります。

・川辺地区、中津地区 毎週水曜日 美山地区 毎週木曜日

(2) 福祉バザーの実施

住民や企業から寄せられた物品をバザーにて販売し、その収益金を地域福祉活動事業の推進費用に充てます。川辺地区と中津美山地区で交互に年1回開催します。

(3) ふれあい・いきいきサロンの推進

小地域で住民同士がふれあって交流の出来る場（サロン）への総合的な支援を行い、認知症予防やいきがづくりや居場所づくりを目的に推進します。慣れ親しんだ地域の住民同士が気軽に集い、自由に交流することで、孤立感の緩和や仲間づくりを図り、趣味や語りなどの交流を通じて、健康で明るく、楽しく生きがいを持ちながら地域で元気に暮らせるよう支援します。サロンは交流促進と地域社会に参加するきっかけになる内容となっています。

新しい総合事業の開始に伴い、介護予防としてサロンへの期待も大きくなると考えます。

- ・サロン活動助成金の交付
- ・サロングループ交流会
- ・サロンに関する相談助言
- ・サロンに関する情報提供
- ・サロン活動に適する備品の貸出
- ・その他

(4) 喫茶サロンの推進

老人憩いの家や空き保育所を活用し、高齢者や地域住民が気軽に入出りできる交流の場としたコミュニティカフェをボランティアが運営します。

- ・町内4カ所 ふたば（川辺）、あぜみち・はな広場（中津）、そうがわ茶屋（美山）

(5) ふれあい広場の開催

普段孤独になりがちな70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、日帰りバス旅行や食事会など、外出の促進と介護予防、生きがいを目的として実施します。

(6) 外出支援サービスの推進

重度の障害者や寝たきりの高齢者の方で、一般の交通手段を利用することが困難な方に通院など専用車両で送迎します。

(7) 在宅介護者の集いの開催

在宅で高齢者や障がい者を介護されている主介護者を対象に、会食しながら日々の介護の悩み相談や介護者同士の情報交換の場を設け、温泉入浴などもしながら心身のリフレッシュを図る場として実施します。

(8) 地域たすけあいサービスの推進

高齢者や障がいのある方が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう社協に登録した協力員がお手伝いをする住民参加型の福祉有償サービスを実施します。

サービス内容は部屋の掃除や庭の草引き、買い物等です。

(9) 福祉委員活動の推進

地域において福祉に関する問題や要望を発見し、助け合い活動を展開し、地域住民が共に「福祉のまちづくり」を進めていくための「推進役」となる地域のボランティアで、下記の活動を展開して頂きます。

- ・ 地域の見守り活動やおよびニーズ把握
- ・ 関係機関との連携
- ・ 相談助言
- ・ 社協事業への参加協力
- ・ 会員募集
- ・ 福祉バザー
- ・ 福祉委員会議
- ・ その他

【3】社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成

- (1) 広報紙「町社協だより」の発行（毎月1日発行）
社協の活動に関する広報・宣伝・情報提供を行い、地域住民への社協活動に対する啓発や周知を図ります。
- (2) 社協ホームページ活用による情報発信（随時更新）
各種活動や福祉事業等を掲載し、町内外を問わず多くの住民、特に若い世代に福祉活動に関心をもって頂けるような広報啓発活動を行います。
- (3) 新聞（紀州新聞、日高新報）、ケーブルテレビ（ZTV）による福祉情報提供の推進
広報誌と提携し、定期的に福祉企画・福祉事業等の情報を発信し、地域福祉の啓発を図ります。

【4】社会福祉を目的とする事業の健全な推進を図るための事業

- (1) 各種研修事業の推進
ボランティアの方々や職員等に対し、福祉意識の醸成や知識の向上を目的とした研修会を随時開催します。

【5】保健医療、教育その他の社会福祉に関する事業との連携

- (1) 民生児童委員との連携
地域で支援が必要な人を把握し、必要な解決窓口につなぐ民生児童委員の取組みは、相談支援の充実と相まって年々重要性が高まってきています。民生児童委員の方々により一層の連携を強化し、共に解決をめざす取組みを推進します。
 - ・ 定例民協への参加など
- (2) 保健、医療、福祉との連携
保健・医療・福祉の共通した課題に向けて関係機関との協力のもと取組みを行っていきます。
 - ・ 地域包括ケア会議（月1回）

(3) 県社協及び県内市町村社協との連携

県社協及び県内市町村社協との福祉情報の共有や連携強化を図ります。

- ・和歌山県市町村社協会長会議 市町村社協事務局長会議への参加
- ・和歌山県市町村社協連絡協議会 同ブロック会議への参加
- ・日高管内社協連絡会への参加

【6】共同募金事業の実施

(1) 赤い羽根共同募金運動の実施

町民や企業、各種団体の協力のもと10月1日から12月31日までの3ヶ月間募金活動を展開します。

- ・戸別募金（町内の住民に対する募金のお願い）
- ・法人募金（町内企業に対する募金のお願い）
- ・職域募金（役場等公的機関に対する募金のお願い）
- ・学校募金（町内保育所、小中高等学校生に対する募金のお願い）
- ・イベント募金（町内で行われるイベントに参加し募金活動の実施）
- ・募金箱（各公共機関、学校等に対し募金箱設置のお願い）
- ・その他（個人寄付等の受付）

集めた募金は県共同募金会からの地域配分金によって各市町村社協に配分される。配分された資金は地域福祉事業費として次のような事業に配分・活用します。

〔配分事業〕

老人福祉事業費

ふれあい広場、愛の日事業、老人クラブ助成

障がい児者福祉活動費

障がい福祉協議会、障がい児者父母の会助成

ボランティア活動育成

ボランティア活動グループ助成、広報発行費

【7】ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの運営

- ・ボランティア活動に関する情報提供及び相談、連絡、調整
- ・ボランティア登録にかかる事務
- ・ボランティア研修会への参加
- ・サマーボランティアスクールの実施
- ・福祉教育の推進

- ・災害時対応訓練等（災害ボランティアセンター設置訓練）

(2) ボランティアの交流と組織化及び活動支援

- ・ボランティア連絡協議会組織化
- ・ボランティア活動育成事業（共同募金配分からボランティア活動助成）

【8】相談事業

日頃抱えている、心配ごとや悩みごとを、誰もがいつでも気軽に相談できる身近な相談所を開設し、相談員や弁護士が相談を受けます。

- ・心配ごと相談所（年30回）
- ・法務局による人権、登記相談所（年3回）
- ・弁護士による法律相談（年3回）
- ・調停相談（年3回）

なお、弁護士による法律相談、法務局による人権・登記相談は、昨年度までの実績を鑑みて回数を減らしています。

【9】居宅介護支援事業

介護保険事業での利用者及びその家族に対し、安心して在宅で暮らせるよう質の高いサービスを目指します。また効率的な運営による経営の安定化とサービスの質の向上を図りながら事業を行います。

(1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメント実施から利用者のニーズを引出し、自立支援につながるケアプランの作成や定期的にモニタリングや相談支援を行います。

(2) 介護予防居宅介護支援事業（介護保険事業）

アセスメント実施から利用者のニーズを引出し、自立支援を含めた介護予防につながるケアプラン作成や定期的にモニタリングや相談支援を行います。

【10】居宅介護等事業

介護保険事業、障がい者自立支援法などに係る利用者が、在宅で安心した生活が続けられるよう在宅支援（ホームヘルプサービス等）のサービスを行っております。（1）～（5）事業の

実施にあたり、サービスの質や専門知識の向上を目指し、より良いサービスの提供、また効率・効果的な事業の実施と安定した経営を図ります。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

利用者及び家族が在宅で安心して生活できるよう、自立支援に向けて計画的な身体介護及び生活援助の支援を行います。

(2) 訪問入浴介護事業（介護保険事業）

訪問入浴車で利用者宅を訪問し、脱衣から入浴後のバイタルチェックまで、利用者の入浴をサポートするサービスです。自宅の風呂で入浴が困難な方等に対するの支援を行います。

(3) 生活管理指導派遣事業（日高川町受託事業）

事情により、生活が困難な介護保険給付対象外の方へ支援としてホームヘルプサービスを実施します。

(4) 訪問介護事業（障がい者自立支援法）

障がい者及びその家族が在宅で安心して生活できるよう、身体介護及び生活援助の支援を行います。

(5) 重度訪問介護事業（障がい者自立支援法）

重度の障がいを抱える利用者の身体介護及び生活援助の支援を行います。

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援又は要支援状態となる恐れのある高齢者を対象に、住み慣れた地域で出来る限り健康で自立した日常生活を送ることができるよう支援を行います。

【11】福祉サービス利用援助事業

(1) 福祉サービス利用援助事業の推進

社会福祉法に基づき、認知症、知的障がい、精神障がい者等を対象として、適切な日常生活を送れるよう、契約により福祉サービス利用や日常的金銭管理の手伝いをします。

1. 判断能力に不安のある方に対し、福祉サービス利用の手続きや相談、金銭管理等を行います。
2. 定期的な専門員及び生活支援員研修に参加

【12】 善意銀行の運営

善意のこもったご寄付やご寄贈を受け、福祉事業等に還元させていただき地域福祉の増進を図ります。ご寄付いただいた方の意思を生かした運用に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりに活用させていただきます。

- ・ 善意銀行運営事業（善意の杖、サロン補助等）

【13】 地域福祉振興基金の運営

善意による寄付金は、日高川町地域福祉基金に積立てられ、地域福祉施策に活用させていただきます。

【14】 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付事業（貸付実施主体：県社協 委託：町社協）

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

1. 総合支援資金（①生活支援費 ②住宅入居費 ③一時生活再建費）

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金

2. 福祉資金（①福祉費（目的別に複数の資金種類あり）②緊急小口資金）

低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯（毎月一定の収入がある世帯）で、日常生活を送る上で、一時的に必要であると見込まれる資金に対する貸付

3. 教育支援資金（①教育支援費 ②就学支度費）

低所得者世帯で、高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要であると見込まれる資金に対する貸付（毎月一定の収入がある世帯）

4. 不動産担保型生活資金

- （①不動産担保型生活資金 ②要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付

(2) 生活資金貸付事業（実施主体：町社協）

低所得者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

1. 生活資金

生活を維持するのに必要な経費として貸付ける資金

2. 福祉資金

結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費として貸付ける資金

3. 住宅資金

住宅を増築、改築、拡張、補修、保全するのに必要な経費として貸付ける資金

(3) 緊急食料提供事業

低所得者が、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、食料等の生活に必要な現物を提供することにより、世帯の自立を促し、社会の一員として円滑な生活が送れるよう支援します。

【15】その他この法人の目的達成のために必要な事業

(1) 介護用品支給事業（高齢者）

在宅で寝たきり状態にある高齢者を介護されている家族の経済的負担軽減と福祉増進を図るため紙おむつを支給します。

(2) 介護用品支給事業（障がい児者）

在宅で寝たきり状態にある障がい児者を介護されている家族の経済的負担軽減と福祉増進を図るため紙おむつを支給します。

(3) 福祉車両貸出事業

入退院時や通院などの移送等運転が出来る家族がいるにもかかわらず、普通車両に乗せての移送が困難といった場合に車いす仕様の車両の貸出を行います。

(4) 「愛の日」事業

11月15日を「愛の日」と定め、普段うずもれがちなお互いの善意・まごころを行動に映し、それを生かし、社会福祉への理解と協力を求め高めて行く日です。

・民生委員による在宅の寝たきり高齢者（要介護4・5）への訪問活動など実施

(5) 福祉機器の貸出サービス

車いすや電動ベッド等の福祉機器を必要な方への貸し出しをします。

介護保険制度での購入、レンタルや障がい福祉制度での助成が対象とならない方など制度では対応できない方へ貸し出しです。また、介護保険認定までのつなぎとして必要な方や病気やケガで一時的に必要な方についても貸し出しをします。

福祉教育での車いす体験等、学校での授業の一環での活用や選挙による各選挙投票所への配置などにも貸し出しを行います。

(6) 絵手紙配布事業

保育園児とボランティアが書いた絵手紙を、在宅独居高齢者へ園児が直接配布することにより、世代間の交流と敬老思想の高揚を図るとともに、高齢者の生活意欲向上を目的とし実施します。

(7) 法人後見の受任

本会が行う法人後見事業は、社会福祉法人日高川町社会福祉協議会が、成年後見人等に就任し、後見事務を行っていく事業で、成年後見人等に就任すると、ご本人に代わって契約などを行ったり、ご本人が行った不利益な契約を取り消したりすることができるようになります。

本会の法人後見制度を利用できる方は、町長による申立て、施設入所者、身寄りがない、低所得者の方を対象とします。

